

いしかわ まちづくり View^{ビュー}

No. 55

目次

■特集	金沢らしい夜間景観創出事業における ライトアップ整備	・・・1
■あのみち、このまち“まちづくりめぐり”	近江町市場地区 暮らし・にぎわい再生事業の完成	・・・4
■まちづくりの動き	県営住宅条例の改正について	・・・5
■センターだより		・・・6

特集

金沢らしい夜間景観創出事業におけるライトアップ整備

1 はじめに

「夜間景観アクションプログラム」で設定したルートにおいて、連なりのある魅力的な夜間景観を創出し、夜間のまちの回遊性を高めるため、平成30年度から歴史的建造物などの景観資源のライトアップ整備事業を展開しています。

令和元年度は、金沢城公園周辺において、尾崎神社、尾山神社、白鳥路、黒門前緑地のライトアップ整備を行いました。



▲ ライトアップされた尾崎神社の拝殿

2 ライトアップ整備の経緯

○平成17年9月

「夜間景観形成条例」制定

地域の特性に応じた良好な夜間景観を形成するため、照明環境形成地域及び夜間景観形成区域を定め、地域毎に照明環境形成基準、区域毎に夜間景観形成基準を設け、夜間における景観誘導を行っています。

○平成26年3月

「金沢らしい夜間景観整備計画」策定

本計画は、公共空間における照明整備の進め方及び整備予定路線における具体的な整備方針を示すとともに、夜の金沢の魅力づくりに向けた連携と相まって成立する金沢らしい夜間景観の方向性を示したものです。

○平成30年3月

「夜間景観アクションプログラム」策定

本プログラムは、夜間景観形成条例や金沢らしい夜間景観整備計画の基本方針等に基づき、関係機関と連携し整備を進めるための事業計画を示したものです。

○平成30年度～

夜間景観照明設備整備事業

「夜間景観アクションプログラム」の策定から5年間の平成30年度から令和4年度までに、ライトアップ整備を行っていく予定です。

【平成30年度実績】

- ・金沢駅鼓門
- ・大手堀
- ・北國銀行武蔵ヶ辻支店

3 整備概要

- 整備地
- | | |
|--------|-------------|
| ①尾崎神社 | 金沢市丸の内5番5号 |
| ②尾山神社 | 金沢市尾山町11番1号 |
| ③白鳥路 | 金沢市丸の内地内 |
| ④黒門前緑地 | 金沢市丸の内5番16号 |

○照明デザイン監修

国際照明デザイナーズ協会フェロー 近田玲子氏

- ①【尾崎神社】LED投光器（6基）にて、神門及び拝殿等を照射するとともに、LEDライン照明（延長7.2m）にて、玉垣を照らし出しています。



- ②【尾山神社】LED投光器（5基）にて、神門及び拝殿を照射しています。



③【白鳥路】LED投光器（43基）にて、散策路、樹木、銅像を照射しています。



④【黒門前緑地】LEDライン照明（延長52m）にて、土塀及び門を照らし出しています。



4 金沢市夜間景観創出パートナー登録

金沢市夜間景観創出パートナーは、夜間景観アクションプログラムに基づき、金沢らしい夜間景観を本市と協働で創出することにご賛同いただき、協定を締結した市民及び事業者等をパートナーとして登録する制度です。

今年度ライトアップ整備を完了した施設のうち、新たにパートナーとなる宗教法人尾崎神社、宗教法人尾山神社に「金沢市夜間景観創出パートナー登録証」を贈呈し、今後も市民協働によって魅力的な夜間景観を創出していくことを確認しました。



▲ 令和2年3月25日 登録証贈呈式



〔登録証〕

制作者 坂井ゆかな氏

（硝子作家）

金属／坂井直樹氏（金属造形作家）

5 おわりに

今後も、旧城下町区域内に残る歴史的建造物、石垣、川筋などの景観資源のライトアップ整備を計画しています。金沢の夜の魅力を高めるとともに、市民や来訪者が金沢の夜の風情を楽しむことができるよう、金沢らしい夜間景観創出事業を進めていきたいと考えています。

【問い合わせ先】

金沢市都市整備局景観政策課

TEL：076-220-2364

E-mail：keikan@city.kanazawa.lg.jp

近江町市場地区 暮らし・にぎわい再生事業の完成

1 はじめに

近江町市場商店街の一角に位置する当該地区は、建物の老朽化により、防災面に大きな課題を持ち、市場の賑わい低下の一因となっていました。

本事業は、令和3年の近江町市場開場300年を見据え、店舗・交流施設・立体駐車場からなる複合施設を整備し、交流・滞留人口の増加と商業の活性化を促すものです。

暮らし・にぎわい再生事業により、地域に不足している研修会議スペースや多目的屋内広場を整備し、地域の憩いと交流、食文化の発信機能を充実させるとともに、高齢者も利用しやすい駐車場を整備する等、市場商店街全体の拠点性を強化し、来場者環境の向上を図りました。



▲ 位置図



▲ 従前施設

2 経緯

平成27年7月	中心市街地活性化基本計画認定
平成28年3月	暮らし・にぎわい再生事業計画策定
平成28年7月	実施設計
平成30年1月	仮設店舗設置工事
平成30年6月	解体・建設工事着工
令和2年2月	工事完了



▲ 新しく整備された複合施設

3 整備概要

施設名称	近江町ふれあい館
施行者	近江町市場商店街振興組合
所在地	金沢市上近江町及び下近江町地内
地区面積	約0.3 ha
施行期間	平成27年度～令和元年度
延べ面積	約9,000 m ²
主要用途	店舗、公益的施設（キッチンスタジオ・会議室）、事務所、倉庫、駐車場
構造	鉄骨造
階数	地上5階

4 おわりに

近江町市場は古くから「金沢市民の台所」として親しまれ、全国的にも知られる庶民的市場です。

この地区に交流機能を持つ複合施設を整備することは、近隣商業施設との相乗効果を高め、中心市街地全体の賑わい向上につながると期待しています。

【問合わせ先】

金沢市都市整備局市街地再生課

TEL:076-220-2675

E-mail: shigaichi@city.kanazawa.lg.jp

県営住宅条例の一部改正について

1 はじめに

本県の県営住宅条例では、県営住宅入居者は、家賃の支払いが滞ったとき代わりに支払いをしてくれる人、すなわち連帯保証人を立てることになっています。今回の条例改正では、この連帯保証人に関する規定が二つ新設されました。一つは民法の改正に伴うもの、一つは近年の県営住宅の入居の状況を踏まえたものです。

2 条例改正の内容

(1) 連帯保証人の極度額の設定

これまで、連帯保証人になった方は、入居者の家賃の支払いが滞った場合、そのすべての債務を負わなければなりません。しかし、今回の民法改正により、個人の根保証契約 — 契約締結時点で、債務額が確定していない契約 — において、連帯保証人が負うべき債務の上限額である極度額の設定が義務づけられ、極度額を設定していない契約は無効とされました。このため、今回の条例改正で連帯保証人の極度額を入居時の家賃の12か月分に相当する額と規定しました。



▲ 白帆台団地県営住宅：外観

(2) 機関保証の導入

近年、全国的に身近に親族がいないなど、連帯保証人の確保が難しい単身高齢者の入居申込みが増えています。県では、このような方の入居に配慮するため、民間賃貸住宅と同じように、連帯保証人の代わりに民間の保証業者を利用できるよう、今回、条例に新たに機関保証の規定を追加しました。



▲ 白帆台団地県営住宅：キッチン

3 終わりに

県では、住宅に困っている低所得者に対して、低廉な家賃で県営住宅を供給しており、県営住宅管理センターには、高齢者や障害者など住宅に困っている方々から多くの相談が寄せられています。県としては、こうした方々が安心して県営住宅に住むことができるよう、今後とも住宅セーフティネットとしての役割をしっかりと果たしていきたいと考えています。

【問合わせ先】

石川県土木建築住宅課

TEL：076-225-1776

E-mail：kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp

センターだより

～まちづくりリーダー研修会を開催しました～

■ 県内各地のまちづくり活動団体が集結

当センターは、“将来のまちづくりを担う子どもたちと一緒にまちを知り、考える活動を支援する「いしかわこどもの未来創造まちづくり事業」と“地域の風土・食・伝統をテーマとしたまちづくり活動を支援する「我（和）がまちづくり（いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業）」の2事業により、地域のまちづくり活動への助成を行っています。

一般、活動団体からの報告と、団体間で意見交換及び情報交換を行うことを目的とした「まちづくりリーダー研修会」を開催しました。

■ 開催概要

- 開催日：令和2年2月16日（日）
- 場 所：石川県直江庁舎4階401会議室
- 内 容：【第1部】活動報告
【第2部】意見交換会、認定書交付式

■ 第1部 活動報告

第1部では、今年度助成を受けた10団体から1年間の取り組みについて活動報告がありました。子どもの取り組みでは、活動に参加した子どもたちが堂々と発表を行い、大人が驚かされる場面もありました。どれも地域を良くしたいという熱い思いが伝わる発表ばかりで、地域の課題解決を自分事として取り組む活動団体の皆さんの姿勢に、多くの参加者が感銘を受けました。

会場には、実際に製作した模型や様々な作品等も展示され、作品を前に団体間で情報交換する場面も見られました。また、発表団体の方々を応援するブースにはたくさんのメッセージが書き込まれました。



▲ 活動報告の様子



▲ 作品展示ブース



▲ 応援ブース

■ 第2部 意見交換会、認定書交付式

第2部では、団体代表者と委員の皆様とで、パネルディスカッションを行い、1年間の活動を終えての感想や活動の成果、今後の課題などについて意見交換を行いました。その後、1年間の活動をたたえ、認定書の交付が行われました。



▲ パネルディスカッション



■ 参加者の声

- ・子どもたちの発表、活動内容の素晴らしさに感動しました。聞けてとても良かったです。
- ・それぞれの団体の一年間の活動について知れた良い機会でした。石川にもこんな場所や、こんな魅力があるのかと知り、石川を探索してみたくなりました。
- ・様々な視点からまちづくりを見ることができ、刺激になりました。

編集後記

今回は「金沢らしい夜間景観創出事業におけるライトアップ整備事業」について特集しました。景観事業は数あれど「夜の魅力」を高める事業はなかなか珍しいのではないのでしょうか。

当センターでは、皆様のまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりに関する情報発信に努めています。是非お気軽にお問い合わせください。

編集協力：石川県（建築住宅課）、金沢市

発 行：公益財団法人

いしかわまちづくり技術センター

T E L：076-239-1616 FAX：076-239-1606

H P：<http://www.machisen.jp/>

発行日：令和2年3月